

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年11月 5日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

保健室エアコン取替修繕

2 履行場所

横浜市磯子区洋光台4-15-1

横浜市立洋光台第二小学校

3 契約日

令和6年9月18日

4 履行日又は履行期間

令和6年9月30日

5 契約金額

462,000円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市港南区笹下5-10-8

株式会社 協栄電設

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年9月13日、保健室のエアコンが動作しなくなった。エアコン本体の室内基板・室内ファンモーターの故障が原因であった。保健室は体調不良の児童を受け入れ、経過観察・処置をする場所であるため、空調が効かない状態では児童の健康管理に支障が生じることから、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿に電気設備保守で登録されている業者の中から、迅速な対応が可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立洋光台第二小学校